

京 佛

新 年 号



京都市 神護寺 国宝 木造五大虚空蔵菩薩坐像

京 都 仏 教 会

理事長 有馬頼底

評議員 岡本龍雄

園部町仏教会会長

吉川憲隆

常務理事 荒木元悦

川村俊弘

京丹波町丹波仏教会会長

岩波道一

〃 宮城泰年

菊入諒如

〃 佐分宗順

小出量堂

福知山市仏教会会長

佐々木善教

理事 大西真興

小松玄澄

綾部市仏教会会長

篠原紘生

〃 安井攸爾

森 孝忍

〃 掃部光昭

塩見明德

〃 北川隆法

田中恵厚

加悦谷仏教会会長

大紫磨正光

〃 北園文英

谷内弘照

〃 坂口博翁

戸田妙昭

大江町仏教会会長

若田真樹

〃 澤 宗泰

華園源昭

京丹波町和知仏教会会長

竹中成圓

〃 砂原秀輝

町田泰宣

〃 田邊宗一

三浦文良

三和町仏教会会長

岡田静峰

監 事 山木康稔

横江桃国

〃 吉田清順

〃 沢田教英

〃 中村覚祐

長澤香静

舞鶴東仏教会会長

越後義英

ご寺院各位

新年明けましておめでとうございます。

各位に於かれましては益々ご清栄の御事と存じます。

さて、当会は平成二十九年六月八日の理事会、六月三十日の理事・評議員合同役員会に於きまして一般財団法人化を満場一致で決議致しました。

本年は、平成二十九年会報夏季号でも述べましたように、新年度の四月二日より京都仏教会は一般財団法人として新たに発致致します。

それに伴い開設される「宗教と社会研究実践センター」は宗教学、憲法学、仏教学、社会学、税法、宗教学の分野の学者各位が宗教者とともに研究会や論文をまとめ、全国の宗派本山や各ご寺院、仏教以外の各宗教に対し発信を致して参りたいと存じます。

宗教を取り巻く社会情勢の目まぐるしい変化の中にあつて唯一、ご寺院各位をはじめ日本の宗教に於ける一つの光明となるべく機能を有すると確信致しております。

何卒、今後とも各位の格段のご支援を宜しくお願い申し上げます。

平成三十年元旦

京都 仏 教 会

合掌

理事長

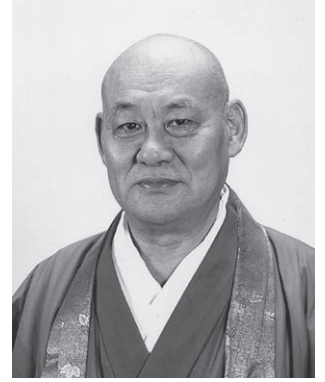
有馬頼底

理事長報告

白 的 々

は く て き て き

臨濟宗相国寺派管長
理事長 有馬 頼 底



戊戌ごごいぬ。新たな年を迎え、ご寺院及び賛助会の各位に於かれましては益々ご清栄の御事と存じ上げます。平素は何かとご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、当会は本年も宗派を超えた仏教諸行事、福祉活動、国内外の文化諸行事を推進致すとともに、府市行政や全国の関係諸団体とも積極的に関係諸団体とも積極的に関係諸団体とも積極的に情報交換を行い、寺院をはじめとする皆さま方のお役に立てるべく、日々努力致す所存でございます。

本年は、平成二十九年の夏季号でも述べましたように、四月の新年度より、一般財団法人として新たに出発致します。それに伴い開設される「宗教と社会実践実践センター」が今後、重要な意味を持つと存じます。戦前、戦後の仏教護国団から府仏教会、市仏教会と変遷を辿り、三度目の古都税問題を機に府市連携し、一丸となって政教分離の原則と信教の自由を貫き、宗教行為の尊厳を守る戦いに挑んだわけですが、論点は矮小化され、単なる観光寺院の問題として片付けられ、府市仏教会

内部も大きく傷を負ったのであります。それから三十年を経て、「古都税の証言」を発売致したのも政教分離の原則と信教の自由を貫くことが宗教行為の尊厳を守る戦いであったと今でも確信しておるからであります。

今、アマゾンの「お坊さん便」なるものが世論を賑わしております。なんとパソコン上で、僧侶が登録すると、葬式、法事の斡旋をしてくれるというところのようです。また、拝観を行っている寺院には様々な銀行企業からカード決済による拝観を言ってきたこともお聞きします。このいずれも大変問題であり、手数料の発生する収益構造の中に、宗教行為がからめとられている構図です。これでは宗教行為の尊厳が守れるはずがありません。宗教を取り巻く社会状況は目まぐるしく、あらゆる角度から寺院に影響を及ぼして参ります。単なる観光寺院の問題だ、我々は関係ないといった三十年前とは違います。人が手を合わせ祈り、感謝し、信心する尊い行為は国家も含め誰にも邪魔される

ものではありません。宗教者はそのことを強く自覚し、利便性を避け、宗教行為の尊厳を守ることに徹していただきたく存じます。「宗教と社会実践センター」はそうした信念で発足させました。宗教学、憲法学、税法、社会学等、様々な分野の学者と宗教者が宗教に関わるあらゆる事象に対し、寺院の要望、質問に迅速に答え、かつ発信してゆくものであります。事務局で受けている寺院や一般からの相談事も日々切れることはありません。それらも分析し、センターで議論して参ります。

ところで私は、昨年十一月二日から九日まで宗教間対話のため、バチカンに行つて参りました。三日にはバチカン日本大使館にて、中村芳夫特命全権大使の招きにより晩餐会に出席し、ローマ教皇庁コマストリ枢機卿・ハンス音楽財団ハンス理事長らと交歓を致しました。次の日には、サンピエトロ大聖堂にてローマ法王の名によるミサに参列。その際、合同ミサとして祭壇にて仏教者として共に平

和を祈るメッセージを伝えることができました。五日には、サンピエトロ大聖堂にて、ハンス音楽財団の招きにより、聖歌隊による合唱コンサートに参列し、その後、サンパオロ大聖堂にて西本智美指揮イェルミナート交響楽団によるモーツァルト「レクイエム」演奏に参列し、カトリックの荘厳さに感嘆致しました。七日は、バチカン教皇庁コマストリ枢

機卿と通訳を入れ約一時間「地域紛争と平和」について、キリスト教、仏教の果たすべき役割を意見交換する予定が、当日、枢機卿が高熱体調不良の為、急遽キャンセルとなりましたが、八日午前十時、サンピエトロ大聖堂正面段上において、法王によるミサの後、フランシスコローマ法王と謁見。握手を交わし、通訳を介し会話を致しました。

私が、「世界における紛争は至る所で起こっており、悲しむべき事態であり、一刻も早い粘り強い対話による平和を願うばかりです。」と申しましたら、ローマ法王は「その通りです。仏教の指導者である有馬師と、共に平和の為に祈りましょう。」との力強い言葉をいただいで参りました。

白 的 々

「的々」という言葉には、語を強める働きがあります。単に「白」一字だけでもいいのですが、「的々」とつくことによつて、あくまでも白という意味になります。

これは、白一色の銀世界の景色と見てもいいし、または明鏡のような、全く曇りのない、毛ほどの汚れもない真っ白な世界と言つてもいいでしょう。要するに、ただ白いのではなく、とことん白という意味合いが強いのです。そこに何も入り込む余地がない白さ、こういう世界のことを「白的々」というわけです。

それはやはり物事に徹底する

ということ。とことん白なら白に徹する。白でなくても、黒でもいいわけです。「黒漫々」という言葉がありますが、これもどこまで黒いんだということ。その黒さの中には、チラとでも白の入り込む余地がないという黒さ。そういう徹底した、黒なら黒、白なら白という世界、毛ほどの迷いもない、雑物も交えない純然たる境地、それが「白的々」の境地です。

ですから、この言葉を床の間に飾るといふことは、すなわち、私の心はこのお軸のように真っ白で、一点の曇りもない状態で今日は皆さんをお迎えしましたよ、ということ でなければなりません。

まさにこれは、お客さまをおもてなしするのに、何の私心もなく、全く無心であるということを示すものです。晴天のサンピエトロ大聖堂のフランシスコローマ法王の全身真っ白な法衣と重なる思いが致しました。

各位に於かれましては、本年がどうか良い年でありますように切に願う次第であります。

合掌



一般財団法人化の意味と意義

宗教と政治検討委員会委員
 宗教法および宗教経営研究所所長教授
 司法書士・行政書士・海事代理士

櫻 井 圀 郎



1 「法人」とは

日本の民法は、ローマ法の伝統を継承して、「人」と「物」とを峻別しています。「人」とは、権利義務の主体となるものをいい、「物」とは、権利義務の客体となるものをいいます。

民法では、「私権の享有は出生に始まる」(三条一項)とし、「人」は、出生の時から権利義務の主体となることが規定され、「外国人」であっても、特に法令や条約で禁止されていない限り、私権を享有するものとされています(二条二項)。

一方、東洋では人と物とが連続的に捉えられていて、両者の区別が曖昧です。そのため、「樹木の権利」「犬猫の権利」などということが言われたり、樹木や犬猫を原告とした訴えがなされたりしています。

なるほど、「山川草木悉有仏性」ではありますが、「法律上の」人格は人間界の人間のみ」ということなのです。

そもそも特定の国家の法律という限定された世俗の社会の事項ですから。

叙上のローマ法の伝統に基づき、民法では、第一編総則で、第一章「総則」(二条)に続いて、第二章「人」(三十条)、第三章「法人」(五五条)、第四章「物」(五五条)、第五章「法律行為」等々と定められています。

元々、民法における「法人」の規定(旧民法)は六十二条ありましたが、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(一般法人法)」(三百四十四条)の成立によって五条に削減されたものです。

因みに、宗制・宗憲等の収集調査で問題となっている大石氏らの研究で引き合いに出されている「教会法(カトリック教会法)」においても、第一巻「総則」(八十六条)に続いて、第二巻「人」(六百三十八条)、第三巻「物」(八百二十五条)、第四巻「手続き」等々と規定されています(総数二千四百四十四条)。

このような法体系において

は、「人」のみが「権利義務の主体」となることができるとされていますから、「人」でないものは権利を得て保有し、義務を負うなどをすることができません。

国家、自治体、企業、学校、宗教団体など「人の集団」も、「人」によって構成されているとはいえず、「人」そのものではないので、権利義務の主体となることができません。

そこで、「人」でない「人の集団(社団)」を、法律によって「人」とみなす手続きが生まれ、法律によって「人」とみなされたものを「法人」と呼ぶのです。法律によって「人」とみなされる「法人」に対して、生まれながらの「人」を「自然人」と呼びます。

近代になると、事業活動を活性化する観点から、「物」であって、「人」ではない「財産の集団(財団)」も、法律によって「人」とみなす必要が生じ、「社団」を「人」とした「社団法人」に対して、「財団法人」とされました。

「社団法人」には、営利を

目的とする「会社」も、非営利の公益を目的とする「公益法人」も、国や都道府県・市町村のような「公共法人」など、各種のものがあります。

旧民法では、「財団法人」としては、「物」を「人」とする特殊な性格上、公益を目的とするものに限っていましたが、一般法人法によって、そのような制限はなくなりました。

なお、法人となっていない社団や財団も「人格のない社団」「人格のない財団」と呼ばれ、訴訟法、税法、行政不服審査法、著作権法その他の法律においては法人と同様に取り扱われています。それ以外の場面では扱いが様々です。現在の「京都仏教会」も「人格のない財団」です。

2 「人格のない財団」から「人格のある財団」へ

「京都仏教会」は、昭和六十年四月一日に設立されて以来、今日まで、「人格のない財団」として活動を続けてきました。平成二十九年六月

開催の理事会および理事評議員合同役員会において、平成三十年四月に「一般財団法人」に移行することが決議されました。

「人格のない財団から財団法人への移行」と言われますが、法律上は、そのまま継続的に移行することはできません。手続的には、新たに「一般財団法人京都仏教会」を設立し、現在の「（人格なき財団である）京都仏教会」については解散するということになります。したがって、「現在の京都仏教会」と「新しい京都仏教会」とは、法律上は、「別の団体」なのです。

「人格のない財団」は、法律の規定があつて設立されるものではありませんから、どのような目的でどのような事業を行うかは任意に定めることができますし、役員、会議などの組織や運営、事業計画や事業報告、基金や寄附の受入れ、収入や支出の経理、予算や決算など、規制を受けることなく自由にできます。その一方で、内部で団体の

運営に関して問題が生じたり、外部から団体の存続を危うくする問題が生じた場合、団体が負債超過に陥ったり、団体に存続か解散かの問題が起こった場合など、処理に困ることもあります。

また、資産の購入や事業展開に伴う取引、様々な契約に際して、海外との交流に際して、団体の名称・所在地・目的・事業など団体の存在や、代表者の住所・氏名・権限などについて、公的な証明を受けることができず、困ることもあります。

「人格のない財団」は、「人格がない」のですから、権利義務の主体となる「人」ではなく、訴訟法、税法、行政不服審査法、著作権法など、例外的に「人格のない社団・財団」を「法人と同様の扱いする」旨の規定がある場合のほかは、申請などの手続きの主体となることができず、法律上の許認可を受けることができません。

法律上、自己の有する権利を公に表示する手続きに「登

記登録」がありますが、これも「人格がない財団」では、著作権法による著作権登録など限られた手続きはできませんが、不動産登記、自動車登録、船舶登記・船舶登録、商標登録、意匠登録など重要な登記登録はできません。

これらの「人格のない財団」の問題を解決する方法は、「人格のある財団」財団法人を設立することですが、そのためには、財団法人について設立の手続を行い、人格のない財団について解散の手続を踏まなければなりません。

新たな財団法人の設立の方法には様々ありますが、京都仏教会としては、「京都仏教会」を設立者として「一般財団法人京都仏教会」を設立する方法を選びました。

これは、現在の「京都仏教会」と新たな「一般財団法人京都仏教会」との同一性を、法的にできる限り、明瞭な形で確保するためです。これによって、公的に、法的に、現在の「京都仏教会」の存在が、後々にまで継承されることに

なります。

3 一般財団法人化の意味と意義

「人格のない財団」から「財団法人」となることの意味は、法律上、「人格のない任意の団体」から「人格のある法人」となり、権利義務の主体となる「人」になるということであり、叙上のような問題を解決することにあります。

権利義務の主体となる「人」となることによって、従来は信頼関係に基づいて可能であった寄附が法的に保障されたものとして受納することができるとなりますし、法的に保障された形態での財産の取得が可能となります。

それは、寄附を基本とする財団の運営にとつては極めて重要なことですし、今回、同時に決定されている「宗教と社会研究実践センター」の設置や運営のほか、研究資料の受納および運用にも資するところが大です。

上述の通り、「人格のない財団」は、法律の規定によって

設立され、運営されるものではなく、任意に設立し、任意に運営し、任意に解散することができ「任意団体」です。

特に、法律上の手続を経ることなく、「任意に解散できる」ということは、団体の存続が保障されるものではなく、任意に解散し、残余財産を任意に処分することが許されているものでもあります。

したがって、任意団体では、将来への希望を繋ぐことが必ずしも十分ではありませんし、寄附者の意図に反して寄附財産が任意に処分され、設立者の意図とは関係なく解散されてしまう可能性がります。

それに対して、法律に基づいて設立された財団法人では、法律の規定によらない任意の解散はできませんし、残余財産の任意の処分も許されません。仮に、後継者もなく、存続が不可能になれば、残余財産は国庫や地方公共団体・公益法人に移転されることとなります。

それは転じて、法人の存続

をきちんと図らなければならないことを意味し、事業活動を活性化することは勿論、後継者の育成にも十分の意を配らなければならぬということとを意味します。法律上の財団法人の意義ではありませんが、実際上有益な、大きな意義の一つでしょう。

勿論、評議員会、参事会、理事会の開催および議事録、事業の決定と執行、会計の収支および予算決算など、主要な事項は、すべて法律と定款の規定に従って厳格に行わなければならないなりません。それは、寄附者、預託者、関係仏教宗派および寺院、宗教界、取引先その他の関係者に大きな信頼を与えるものです。

また、宗派、寺院、僧侶、研究者などの所蔵する書籍文献その他の資料を贈与した場合は預託しようとしてされている方々に、「安心して任せられる」ということから、その決断を容易にし、安心して委ねていただけることにもなるでしょう。

さらに、法律上の効果とは

直接結びつかない意味や意義なども考えられます。第一に、法人化ということから仏教会に対する意識を新たにし、その活動への参加を積極的に志向し、諸事業や諸問題を仏教会を介して共通の認識の中で共有していこうとする姿勢が強くなり、諸事の先頭を切り主体的に取り組もうとするなど、内部の関係者の意識に及ぼす良い影響です。

第二に、一般社会、行政機関、宗教界、経済界などに与える良い効果です。任意団体の場合には、閉鎖的であり、自己利益的であり、非公益的と思われ、本来の目的や活動が理解され難い面があります。法人化ということで見方は一転するでしょう。

そして、第三に、積極的な参加を、仏教関係者に呼びかけていくことが必然となり可能ともなります。仏教関係者のみならず、他の宗教関係者やその他の目的・事業に沿う方々への働きかけの推進にも、一定の効果があるでしょう。

事業・活動報告

平成二十九年七月一日〜平成二十九年十二月三十一日

*は当会主催の行事・会合

平成二十九年

七月 二日	中国杭州仏教会訪問 宮城泰年常務理事団長	於 杭州
七月 四日	明日の京都文化遺産プラットフォーム理事会出席	
七月 十八日	近畿宗教連盟常任理事会出席	於 立命館大学朱雀キャンパス
七月 二十日	京の七夕実行委員会・幹事会出席	於 立正佼成会京都普門館
七月 二十日	第四十三回京都中央葬祭業協同組合総会出席	於 京都商工会議所
七月 二十六日	MK前会長長故青木定雄氏「お別れ会」出席	於 ホテルグランヴィア京都
七月 二十六日	明日の京都「文化財保護法の一部改正」に関する研究会出席	於 ウェスティン都ホテル
七月 二十八日	京都府宗教連盟委員総会出席	於 立命館大学朱雀キャンパス
七月 二十九日	第六十七回法隆寺夏季大学	於 六孫王神社
七月 三十一日	九州北部豪雨災害被災地視察	於 法隆寺聖徳会館
八月 一日	参勤僧会議開催	於 日田市
八月 五日	京の七夕開会式出席	於 南禅寺順正
八月 九日	『京佛』夏季号会報発送	於 二条城唐門前
八月 十六日	たなばた願文お焚き上げ 孟蘭盆会採燈大護摩供法要	於 京都府教会事務所
八月 二十二日	JR委員会出席	於 清水寺南苑
八月 二十二日	京都観光宣伝協議会総会出席	於 リーガロイヤルホテル京都
九月 一日	『文化財を守り伝える京都府基金』緑陰講座	於 リーガロイヤルホテル京都
九月 三日	「会津八一がつく新潟と奈良・京都との交流」交流会出席	於 西本願寺
九月 三日	東大寺 北河原公敬長老猊下印度山日本寺竺三晋山祝賀会出席	於 京都・白沙村荘
九月 四日	近畿宗教連盟平成二十九年年度第六十九回和歌山総会出席	於 ホテルグランヴィア京都
九月 五日	第九十四回理事会開催	於 高野山大学・大圓院
九月 六日	金閣寺音舞 台開催	於 京都府教会事務所会議室
九月 十日	京都市深草墓園秋季慰霊祭列席	於 深草墓園
九月 十三日	宗教法人関係者南部地域人権問題研修会出席	於 京都ガールズパレス
九月 十五日	宗教法人関係者北部地域人権問題研修会出席	於 みやび歴史の館中央公民館
九月 十五日	宗教学制研究会第一〇〇回記念公開シンポジウム出席	於 青山学院大学渋谷キャンパス
九月 二十日	るんびに苑参予会発表会出席	於 ホテルグランヴィア京都
九月 二十四日	建仁寺「桑」フォーラム出席	於 建仁寺
九月 二十七日	秋季彼岸焼骨灰供養法要開催	於 永観堂禅林寺
九月 二十七日	京都仏教会元役員泉涌寺第五百十三世長老川村俊朝師密葬参列	於 法音院
九月 二十九日	九州北部豪雨災害地大分県日田市・福岡県東峰村へ義援金贈呈	於 日田市役所・東峰村役場
十月 六日	ICOM京都大会二〇一九組織委員会	於 平安神宮・記念殿ホール
十月 九日	明日の京都文化遺産プラットフォーム第七回フォーラム出席	於 立命館大学朱雀キャンパス
十月 十一日	京都テロ対策ネットワーク宿泊部会出席	於 京都府警察本部
十月 十三日	全日本仏教会財団創立六十周年記念式典	於 福島県郡山市
十月 十四日	第四十四回全日本仏教徒会議福島大会出席	於 リーガロイヤルホテル京都
十月 十四日	中外日報社創刊百二十年記念講演会・祝賀会出席	於 相国寺
十月 二十一日	相国寺開山夢窓国師毎歳忌法要参列	於 相国寺
十月 二十九日	園城寺義祖智証大師御正忌会参列	於 園城寺
十月 三十日	㈱公益社創業八十周年記念祝賀会出席	於 ウェスティン都ホテル京都
十一月 二日	有馬頼底理事長ローマ法王庁公式訪問	於 パチカン市国
十一月 九日	平安神宮名誉宮司 九條道弘大人命平安神宮葬参列	於 京都国際会館
十一月 十三日	京の七夕実行委員会幹事会出席	於 京都商工会議所
十一月 十四日	大西良慶和上生誕百四十二年回顧展オープニング出席	於 アートスペース余花庵
十一月 十五日	大阪府仏教徒大会出席	於 ホテル日航大阪
十一月 十六日	京都府宗教法人関係者人権問題研修会出席	於 しんらん交流館
十一月 十六日	大阪府宗教連盟理事総会出席	於 金光教・泉尾教会
十一月 十九日	「東アジア文化都市二〇一七京都」閉幕式典出席	於 ロームシアター京都
十一月 二十一日	鹿苑寺開山忌参列	於 鹿苑寺
十一月 二十二日	東京都宗教連盟役員と懇談	於 東京・宗教法及び経営研究所
十一月 二十三日	ネパール大地震被災報告とチャリティコンサート出席	於 立命館大学笠ヶ山キャンパス
十一月 二十五日	相国寺教化活動委員会研修会出席	於 相国寺
十一月 二十八日	京都テロ対策ネットワーク総会出席	於 京都府警本部
十一月 二十九日	参勤僧会議開催	於 南禅寺順正
十二月 一日	仏教同友会例会出席	於 富美代
十二月 五日	自然環境文化推進フォーラム東京大会出席	於 新御苑インフォメーションセンター
十二月 七日	成道会・永年勤続表彰開催	於 泉涌寺
十二月 八日	京都・嵐山花灯路開会式出席	於 レストラ嵐山
十二月 十一日	日本宗教連盟第八回生命倫理シンポジウム出席	於 東京・神道大寺院
十二月 十五日	泉涌寺第五百十三世長老川村俊朝宗師儀追悼会参列	於 泉涌寺

お墓の事ならなんなりと

一般建設業の許可：京都府知事 許可（般-23）第38917号



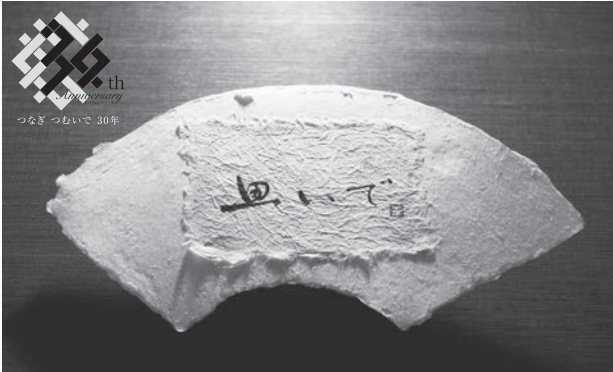
石のカウンセラー
株式会社 石 都

みやこ

遠近を問わず
お伺い致します
(見積り無料)

ヨクゾ ヨイイシ
☎ (075)491-4114(代) FAX(075)491-2426

京都市北区小山北玄以町24番地（上賀茂橋西詰バス停前）



京都人さえもが恋するホテル。

京都ブライトンホテル

〒602-8071 京都市上京区新町通中立売(御所西)

TEL.075-441-4411

www.brightonhotels.co.jp/kyoto/



京都洛北 四季の彩りと静寂に つつまれて グランドプリンスホテル京都

洛北の豊かな自然の中で
ごゆっくりと京情緒をお楽しみください。



グランドプリンスホテル京都

〒606-8505 京都府京都市左京区宝ヶ池 TEL:075-712-1111



でかける人を、ほほえむ人へ。西武グループ

発行日 平成三十年一月三十日
発行所 京都仏教会
〒602-0898 京都市上京区今出川通
烏丸東入相國寺門前町
六三六・一
電話 (〇七五)二三一六九七五
FAX (〇七五)二三一六九七六
印刷所 (株)精巧社

平成二十七年四月より
事務所を移転致しました
新住所
〒六〇二・〇八九八
京都市上京区今出川通
烏丸東入
相國寺門前町六三六・一
(番地のみ変更)

文化財修理・保存／文化財調査／絵画・墨蹟・一般表具一式
御本山御用達 古文化財保存修理研究所 (有)矢口浩悦庵

京表具 **こ う え つ あ ん**
浩 悦 庵

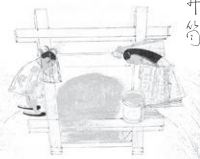
〒602-8025 京都市上京区衣棚通丸太町上る今薬屋町 318 番地
Tel.075-254-6021/Fax.075-254-6022 <http://www.koetsuan.com>

授与品・記念品・その他一式

 **井筒授与品店**

フリー TEL 0120-075-820
ダイヤル FAX 0120-075-890

〒601-8348
京都市南区吉祥院観音堂町23番地
E-Mail:izutsu5@iz2.co.jp



税理士法人 **古都**

〒600-8431
京都市下京区綾小路通室町西入る
善長寺町139番地AMI四条烏丸ビル405号
TEL・FAX: 075 (352) 7778
E-mail:nakamasa@bridge.ocn.ne.jp

精進料理

上 幸
う え ころ

〒604-8503 京都市中京区大宮通り錦上ル
電 話 (075) 821-3872
(075) 821-3837

京石塔
石工事
念碑



株式
会社

石 寅®

石工事・土木工事・造園工事 (京都府知事認可)

本 店 (〒616-8376) 京都市右京区嵯峨天竜寺瀬戸川町1-10
電話 (075) 881-1481番 FAX (075) 881-1480番
新丸太町店 (〒616-8305) 京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町33-2
電話 (075) 882-2124番 FAX (075) 882-2128番
丹波営業所 (〒622-0211) 京都府船井郡京丹波町上野中野31-1
電話 (0771) 82-2681番 FAX (0771) 82-2751番
京丹波店 (〒622-0213) 京都府船井郡京丹波町須知天神18-1
電話 (0771) 89-1481番 FAX (0771) 89-1480番
石寅ホームページ URL:<http://www.ishitora.co.jp/>

社寺建築設計施工

伸和建設株式会社

代表取締役 北尾行弘

〒615 京都市右京区西院上花田町21
-0007 (西大路三条西入ル南側)
電 話 075-311-0054 (代表)
FAX 075-322-0152

京表具

表具全般 古書画修復

前田秀畹堂

〒604-8121
京都市中京区柳馬場通錦小路上る
TELFAX. 075 (221) 5754

お葬式 家族葬

公益社

本 社 / 京都市中京区烏丸通六角上ル ☎ 0120-004-200


ブライツホール

北ブライツホール [堀川紫明] 山科ブライツホール [五条外環]
 中央ブライツホール [五条東山] 烏丸ブライツホール [烏丸高辻]
 南ブライツホール [油小路八条] 向島宇治ブライツホール [宇治槇島]
 西ブライツホール [五条西大路] 大津ブライツホール [大津駅南]

公益社 京都 宇治 大津

葬 儀

— 人生の終り、もうひとつの門出を美しく —


あんん祭典

もよりの営業所へご連絡ください。(24時間営業)
寝台自動車のご用命も承ります。

京都営業所 ☎ (075) 682-4444
 宇治営業所 ☎ (0774) 32-4242
 向日営業所 ☎ (075) 921-4444
 大津営業所 ☎ (077) 524-4444
 亀岡営業所 ☎ (0771) 22-0042

経済産業大臣認可/全日本葬祭業協同組合連合会加盟
京都中央葬祭業協同組合員名簿
<http://www.kyosokyoku.jp/>



信頼と安心の
全葬連 葬祭サービスガイドライン
 ●事前相談 ●サービス内容の説明 ●明瞭価格 ●アフターサービス
 京葬協は、葬祭サービスガイドラインを遵守いたします

会 社	代 表 者	電 話	所 在 地	会 社	代 表 者	電 話	所 在 地
㈱ まる い ち	小林 静男	075-441-6254	上京区千本上立売通作庵町518	㈱ ア シ ス	岡本 研三	075-932-4242	向日市寺戸町西田中瀬3
浅井 厚生 社	浅井 宣壹	075-811-3821	中京区旧二条通千本西入ル	(有)城陽葬祭杉村	杉村 等	0774-52-2140	城陽市久世南垣内116
(有) 京 都 日 葬	九谷田満雄	075-811-4242	中京区西ノ京塚本町13-11	㈱宇治葬祭篤辰	木村 久孝	0774-31-8072	宇治市五ヶ庄芝の東53
花 安	吉村 和	075-463-7276	中京区西ノ京御輿岡町20	山城葬祭(株)現丸屋	小川 保善	0774-82-2064	綴喜郡井手町井手柏原83-2
㈱ 公 益 社	松井 昭憲	075-221-4000	中京区烏丸六角上饅頭屋町608	花 福	福田 善文	0774-82-2016	綴喜郡井手町井手宮ノ本89
㈱京都せれモニ一	松井 昭憲	075-221-8400	中京区烏丸六角上饅頭屋町608	(有) 阪 口	阪口 仁	0774-76-2146	木津川市加茂町駅西1-5-3
㈱公益サービスセンター	松井 信五	075-551-3422	東山区清閑寺山ノ内町46-2	平 城 公 益 ㈱	西川 弘人	0774-72-5709	木津川市相楽鳥井7-1
篤 政	滝口 泰彦	075-691-0826	南区竹田街道大石橋上ル西側	㈱ 松本 仏具店	松本 光雄	0771-22-0279	亀岡市安町86
洛王せれモニ一(株)	北村 憲司	075-933-4242	南区久世高田町35-3	(有) い ち た に	一谷 和弘	0771-62-4949	南丹市園部町小山東町水無38
あ め 直	阪邊賢津子	075-611-0400	伏見区京町六丁目54-1	㈱せれモニ一まつだ	松田 政一	0772-46-2264	与謝郡与謝野町宇弓木956
㈱のじり葬儀店	野尻 智美	075-611-4211	伏見区治部町123	おのえメモリアル	尾上 康則	0772-42-5555	与謝郡与謝野町算所229-1
㈱ 山 長	山田 一	075-861-1422	右京区太秦西蜂岡町1	(有) 向 井 葬 祭	寺尾 純	0772-72-2002	京丹後市網野町網野3156


最近のお葬式はどのように行われているか、また、費用はいくら位かかるか!? など、お葬式の内容を知りたい方は、上記の各店へ電話でお問い合わせ下さい。



世界の歴史都市、
京都の中央に位置し、
世界文化遺産「二条城」の前に佇む
ANA クラウンプラザホテル京都。

ANAクラウンプラザホテル京都
〒604-0055 京都市中京区堀川通二条城前
Tel 075-231-1155
www.anacpkkyoto.com

ANA CROWNE PLAZA
KYOTO



**伝統の心を映した
古都のやすらぎ**

ご予約・お問い合わせは

◆東急ホテルズ予約センター◆
東京予約センター Tel.(03)3462-0109
札幌予約センター Tel.(011)533-1090
名古屋予約センター Tel.(052)202-1090
大阪予約センター Tel.(06)6314-1090
福岡予約センター Tel.(092)262-1099

ご宿泊や、おくつろぎのひとつに
また、会合などさまざまなお集まりに、
お気軽にご利用ください。

京都 東急ホテル
〒600-8519 京都市下京区堀川通五条下ル(西本願寺北側)
Tel: 075-341-2411 Fax: 075-341-2488
www.kyoto-h.tokyuhotels.co.jp

KYOTO TOKYU HOTEL
TOKYU HOTELS



北尾石材
有限会社
URL:www.good-stone.com
大原店/八潮店/市原野店/京北店
TEL.075-781-9523 FAX.075-781-0510
〒608-8225 京都市左京区東大路百萬遍上る東側

筆・墨・硯・紙・簡易表装・短冊
色紙・中国製筆・墨・硯・紙

株式会社 松 煤 園

〒600-8075
京都市下京区柳馬場通仏光寺下ル
電 話 (075) 351-6380 (代表)
FAX (075) 361-8006

文化財建造物修復・社寺建築設計施工

木澤工務店

代表取締役社長 木澤善之
代表取締役会長 木澤源平 専務取締役 木澤善和

本 社 京都市左京区浄土寺真如町111番地-1
TEL (075) 751-0628 (代) FAX (075) 752-9430
営業所・工場 滋賀県愛知郡愛荘町中宿173番地
TEL (0749) 42-2859 (代) FAX (0749) 42-5727

京念珠® 各宗珠数 各種玉類 製造卸

弊店は珠数製造卸業です。小売は行って居りません。

京都・中珠数屋町
株式会社 神 戸 珠 数 店

〒600-8153 京都市下京区正面通鳥丸東入
電 話 (075) 371-3929(代)
FAX (075) 371-3930
定休日 日曜・祝祭日・第二第四土曜

住所/京都市左京区下鴨西本町26-2
営業時間/ (都合により変更する場合があります)
17:00~22:00
お問合せ/
075-722-3405
Produced by おのみや亭本舗

鉄板焼き・茶室
一玄

心和むひととき…… JUNSEI

名物ゆどうふ

南禅寺

順正

左京区南禅寺門前 TEL (075) 761-2311
FAX (075) 751-8812

清水順正おかべ家
清水寺門前……TEL (075) 541-7111
祇園円山かがり火
円山公園駐車場前…TEL (075) 541-0002

借地管理でお困りではありませんか？

弊社では、顧問弁護士 橋口 玲 他、司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引士などの専門スタッフを揃え、円滑な借地管理のお手伝いをさせて頂いております。現在、管理実績は700戸越えです。

●ご相談・資料請求は無料です。お気軽にお問い合わせ下さい。

株式会社 玄武管財

TEL 075-411-1214 / FAX 075-411-1241
京都市上京区相国寺門前町 647 番地 1
E-mail: info@kyoto-genbu.co.jp
http://www.kyoto-genbu.co.jp/



金閣寺音舞台



TURNER and the Poetics of Landscape

“崇高”を極めた
風景画の傑作が京都に！



ターナー

風景の詩^{うた}

2018.2.17 sat — 4.15 sun

会期中、一部
展示替えがあります



THE
MUSEUM
OF KYOTO

京都文化博物館

〒604-8183 京都市中京区三条高倉
TEL.075-222-0888 FAX.075-222-0889
URL <http://www.bunpaku.or.jp>



【開室時間】10:00~18:00(金曜日は19:30まで) *入場はそれぞれ30分前まで 【休館日】月曜日

【入場料】一般1,500(1,300)円ほか * ()内は前売及び20名以上の団体料金 *京阪神の主要プレイガイド等で発売中

【主催】京都府、京都文化博物館、毎日新聞社、MBS、京都新聞、スコットランド国立美術館群

【後援】ブリティッシュ・カウンシル、(公社)京都府観光連盟、(公社)京都市観光協会、

KBS京都、エフエム京都

【協力】日本航空

【協賛】大日本印刷



上(風下橋の渡辺にみる強節たち、時化模様)(部分) 1802年展示 前影・カンヴァス・サウザンブロン・シティアート・ギャラリー
On loan from Southampton City Art Gallery ©Bridgeman Images / DNP artcom
下(ウィリアム・アラン (ジョゼフ・マロード・ウィリアム・ターナー) 制作年不詳、インク・紙、エディンバラ、スコットランド国立美術館群
©Trustees of the National Galleries of Scotland